

決議文（案）

昨今、北朝鮮が核開発とミサイル発射を繰り返し、半島有事の可能性が極めて高くなってきた。しかし、未だに政府認定の十二名の拉致被害者を始め、数百人以上の日本国民同胞が北朝鮮に拉致されたまま存在している可能性もあるにもかかわらず、生存の確認もとることができずにいる。

沖縄県にも県警管轄の北朝鮮による拉致の可能性を排除できない失踪者（以後特定失踪者と記述）が三十四名存在しているが、未だに一人の帰国をも果たすことができないのみならず、一人の拉致実行犯、協力者も実刑に処せられることもない。その原因の一つに、外国工作員に対処する法の不備があげられる。

また、政府から拉致被害者として認定されていないため、拉致支援法の対象外となり何の支援も受けることができない特定失踪者家族の立場も大きな問題である。

拉致被害者の大半は政府の支援を受けることができない特定失踪者である。そして、家族の悲しみや苦しみも、真相究明の困難さも特定失踪者のほうが大きいと言わざるをえない。そうであるなら、政府は、その真相究明を急ぎ、拉致認定者を増やし救出を急ぐべきである。

これ以上、拉致工作犯の傍若無人な完全犯罪を許し、国民の人権をないがしろにしてはならない。

政府は、他国による人権侵害から国民を守る義務があり、それは国家のあらゆる法律、制度に優先しなければならない。

一日でも早く北朝鮮による拉致被害者全員の救出を実現するため、以下決議する。

一、 拉致被害者の救出、拉致犯罪の真相解明を妨げる法律や制度を是正し、国民の人権を守るための法律制定を早急に行い、一日でも早く拉致被害者全員を救出すること、そして二度と拉致を許さない安全な社会づくりを政府に要請すること。

一、 多数の特定失踪者家族へ政府認定拉致被害者家族と同様に救出活動への支援を図ることを政府に要請すること。

一、 沖縄県内の拉致被害者救出運動を加速させるため、本日、被害者家族会を結成し、県民はそれを惜しみなく支援する運動を開始すること。

平成二十九年十一月二五日

忘れないで！特定失踪者 全国一斉活動沖縄集会
参加者一同